鴨川市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第1号

鴨川市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

鴨川市教育委員会行政組織規則(平成 17 年鴨川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 6 号中「鴨川市個人情報保護条例(平成 18 年鴨川市条例第 5 号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

第13条第1項の表生涯学習課の項係の欄中「社会教育係 青少年係」を「生涯学習係」 に改める。

第23条の表市民ギャラリーの項所掌事務の欄中第5号を削り、第6号を第5号とする。 別表生涯学習課の部社会教育係の項中「社会教育係」を「生涯学習係」に改め、同項事 務分掌の欄中第14号を第22号とし、第13号の次に次の8号を加える。

- (14) 青少年の健全育成に関すること。
- (15) 二十歳の集いに関すること。
- (16) 青少年相談員に関すること。
- (17) 青少年育成市民会議に関すること。
- (18) 青少年研修センターに関すること。
- (19) わんぱくハウスに関すること。
- (20) 青少年海外派遣事業に関すること。
- (21) 地域学校協働活動の推進に関すること。

別表生涯学習課の部青少年係の項を削る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。